

文化振興基金による美術品等購入手続きについて

平成25年5月 文化振興課

1 手続きの流れ

- ・ 各館基本方針に基づき、購入希望対象品を選定 (各館)
- ↓
- ・ 委員または専門家に意見を聴取
(価格、真贋、学術的価値など) (各館)
- ↓
- ・ 財政課協議 (文化振興課・各館)
- ↓
- ・ 購入委員会において審査
(価格、真贋、収藏の必要性など) (各館)
- ↓
- ・ 購入の事務処理 (文化振興課・各館)
- ↓
- ・ 審議会(当部会)へ購入実績の報告 (文化振興課・各館)

2 購入協議の時期について

- ・ 基金から直接購入する事務処理について、初年度の25年度は、会計上の処理方法や基金の資金管理状況、財政課業務日程、各館の購入委員会開催時期等を勘案する必要があり、可能な協議日程を検討している。
- ・ 26年度以降は25年度の状況を踏まえ、時期を定めた協議及び随時の協議が行えるよう対応したい。

3 購入にあたっての各館の検討組織について（現行規定）

館	組織名称	根拠	備考
近代美術館	専門委員会 作品購入部会	要綱 要領	購入にあたっては作品購入部会で審査を行う。
館林美術館	作品収集委員会	要領	購入にあたっては作品収集委員会で審査を行う。
歴史博物館	専門委員会	要綱 運営内規	金額等により委員会開催を有識者からの意見聴取等にかえることができる。
自然史博物館	資料収集委員会	要領 運営内規	同上
土屋文明記念 文学館	資料収集専門 委員会	要領 運営内規	同上

美術品等購入の基本方針

<県の基本方針>

- ・群馬県ゆかりの作家・作品・資料等を中心に収集し、コレクションを築く。
- ・収集により貴重な美術品や資料等の流出や散逸を防ぐ。
- ・各館で基本方針を作成し、館の設置目的に沿った収集を継続的に行う。
- ・価値の持続的向上が見込まれる美術品や資料等の収集を行う。
- ・展示活動を通じて価値が確認された場合に積極的な収集を行う。
- ・展示を魅力あるものに保ち、正しい情報を県民に付与できるよう収集する。
- ・収蔵品全体を意識し、欠落した分野の美術品や資料等を補うよう収集する。

<各館の収集方針>

【近代美術館】

- (1) 本県の近代美術の流れが展望できるよう、各分野の代表的作家の作品を収集する。
- (2) 明治以降の日本美術の歴史的展開を示しうるような代表的作家の作品を収集する。
- (3) 西洋絵画の印象派から現代にいたる近現代美術の代表的作家の作品を系統的に収集する。

【館林美術館】

- (1) 「自然と人間」をテーマに、自然との様々な関わりを表現した作品を収集する。
- (2) 近現代の美術における豊かな創造のあゆみを紹介するため、国内外の優れた絵画、版画などの平面作品や彫刻などの立体作品を収集する。

【歴史博物館】

- (1) 中世文書（本県に所在し出した家伝文書群、差出人・受取人が本県ゆかりの人物、本県の中世史に関係）を積極的に収集する。
- (2) 上州甲冑師制作甲冑、ブルーノ・タウト資料、富岡製糸場関係資料を継続的に収集する。

【自然史博物館】

- (1) 収蔵成果を広く県民に還元できる資料等を集中的に収集する。
- (2) 来館者に正確な情報を付与し、展示内容の「流れ」を完成させ、展示室の魅力を高める。
- (3) 展示物の老朽化・陳腐化を回避する。
- (4) 開館 20 周年に向けた常設展示更新等のために収集する。

【文学館】

- (1) 土屋文明と「アララギ」関係歌人資料を重点的に収集する。
- (2) 本県出身の文学者が多く活躍した近代韻文（詩・短歌・俳句）三分野について重点的に収集する。
- (3) 収集対象作家の資料を系統的に収集し、貴重資料の散逸を防ぐ。
- (4) 雑誌コレクションを欠本等を含めて収集し、コレクションの充実を図る。

指定管理者制度の調査・検討について

1 群馬県公共施設のあり方検討委員会等からの答申

①公共施設のあり方に関する中間報告書における答申内容（抜粋）<平成20年10月>

【近代美術館・館林美術館】

3 管理運営主体について

②両館とも、ボランティアとの協働による運営をさらに進めるほか、指定管理者制度導入について、他県での導入事例の検証を行うなど、同制度の導入の可能性についても検討する必要がある。

②公共施設のあり方に関する最終報告書における答申内容（抜粋）<平成21年10月>

【歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館】

3 管理運営主体について

②県直営による管理運営が適当であると考えるが、民間のノウハウを活用する観点から、指定管理者制度について、他県での導入、活用状況など、情報収集に努められたい。

③県行政改革評価・推進委員会からの答申内容（抜粋）<平成24年9月>

（「公共施設のあり方検討委員会の答申を受けた取組状況の評価及び提言」）

【近代美術館・館林美術館】

3 管理運営主体について

②指定管理者制度の導入については、全国の状況を調査した結果、当面直営を継続することだが、既に制度を導入している美術館・博物館において効果的に管理運営されている事例を十分調査し、今後も検討されたい。

2 内部検討の状況

指定管理者制度導入の全国状況については、定期的に全国調査を実施しており、H24.4.1現在の状況について調査を行った。

また、上記の答申等を踏まえ、関係する5館の館長等と次のとおり検討を行ったところである。

（経過）

平成24年5月 指定管理者導入状況について全国調査を実施（都道府県立博物館等）

（H24.4.1現在、全国143施設）

〃	9月	県行政改革評価・推進委員会より答申 → 提言を5館全てに周知
〃	10月	「効果的に管理運営されている事例」について情報収集
	～	
	12月	

平成25年1月 情報収集結果を踏まえ、文化振興課及び5館幹部職員で検討会議を開催

〃 2月 各館の考え方について意見集約

〃 5月 文化振興課及び5館館長会議を開催、考え方を整理

3 全国の状況の分析結果

・全国 143 施設の調査結果

直営：102施設（71.3%）、指定管理者制度導入：41施設（28.7%）

※前回調査(平成22年度)と比較して、直営から指定管理者制度への移行は、ほとんど進んでいない

・また、導入施設であっても、学芸部門については県直営、または学芸員を県から派遣している施設が大半であった。

・よって、管理部門のみに導入することが考えられるが、現在でも外部委託による運営を行っており、導入によるメリットがどの程度得られるのかについて、今後さらに研究をしていく必要がある。

・なお、導入事例として、指定管理者に全ての部門を行わせている「長崎県歴史文化博物館」等について、研究を行った。

県立5館における市町村文化施設等との連携による取組事例について

共通の取組

- 授業用の美術鑑賞や体験学習の用具（アートカード、甲冑、液体窒素、骨標本など）の貸出し
- 館外における授業・講義（幼稚園・保育園、小・中学校、高校、大学）
- 館内における体験・授業・講義（幼稚園・保育園、小・中学校、高校、大学）
- 職場体験活動（中学校）の受入れ
- 近隣の博物館や美術館と協力した相互PR

近代美術館

- 地元市立美術館（高崎市美術館、高崎市タワー美術館）との観覧者の相互割引を実施
- 地元公民館の生涯学習事業の受入れ
- JR東日本「駅からハイキング」のコースに設定（歴博とともに）

館林美術館

- 館林邑楽地区の小学校5年生を対象とした「藤牧義夫記念 館林邑楽地区小学生木版画展」を実施
- 県内の社会教育施設、生涯学習施設等での出前美術講座の実施
- 県総合教育センターや館林邑楽地区における教師を対象とした研修会への講師派遣
- 高校と連携した「高校生による夏休み宿題相談室」「高校生による美術館ミニコンサート」、大学と連携したワークショップ（体験教室）を開催予定
- 東武鉄道・バスの周遊券と提携

歴史博物館

- 県内博物館等と共に歴史博物館収蔵資料を展示する巡回展示を実施予定
- 県民と教師で創るぐんまの中世文書活用プロジェクト
(館林市の資料館や教師・研究者等の団体と連携し、展示会、古文講座、講演会を実施予定)
- JR東日本「駅からハイキング」のコースに設定（近美とともに）

自然史博物館

- 他館連携出前教室（県内各地の関連施設等に出向いて展示や体験活動を実施）
- 移動博物館の実施（遠隔地の来館しにくい地域等を対象に実施）

土屋文明記念文学館

- 移動展の実施（企画展等の展示資料を使用して県内各地の博物館・図書館・公民館等で展示を実施）
- 小学生の短歌教室、小学生の短歌展を実施
- かみつけの里博物館・日本絹の里との高崎北ミュージアムトライアングル（3館連携協議会）による事業の実施